

(仮称)療育・教育の総合センター
基本構想・整備計画(案)

逗子市

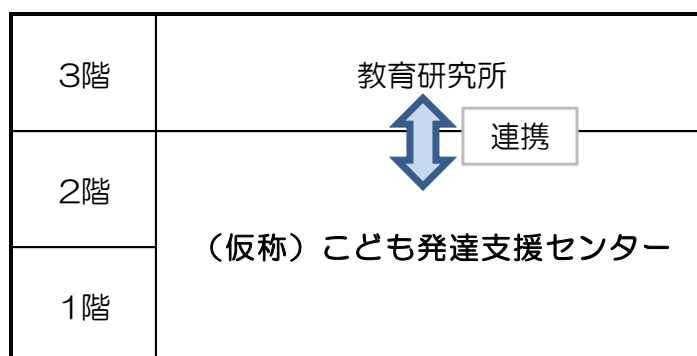
目 次

序	（仮称）療育・教育の総合センターのあり方について.....	2
第1章	基本構想・整備計画の策定にあたって	3
1	障がい児に関する国の動き	3
2	基本構想・整備計画の策定の目的.....	4
3	基本構想・整備計画の検討の流れ.....	4
第2章	逗子市の障がい児の現状.....	6
1	逗子市の人口の動き	6
2	逗子市の通園施設について	7
3	逗子市における現状と課題	8
第3章	（仮称）こども発達支援センター基本方針	11
1	（仮称）こども発達支援センターの基本的な考え方.....	11
2	（仮称）こども発達支援センターで重点的に取り組む事項.....	12
3	（仮称）こども発達支援センターでの支援.....	13
4	（仮称）こども発達支援センターの設備概要	17
5	（仮称）こども発達支援センターの組織体制	19
6	（仮称）こども発達支援センターの施設概要	20
第4章	資料.....	21
1	逗子市療育推進事業検討会運営要綱	21
2	逗子市療育推進事業検討会 名簿.....	22
3	逗子市療育事業基本方針	23
【参考】	逗子市の支援教育の取り組み.....	26
1	支援教育に求められるもの	26
2	現在の支援教育.....	26
3	今後の課題	27

序 (仮称)療育・教育の総合センターのあり方について

本市では(仮称)療育・教育の総合センターの整備にあたり、これまで検討してきた療育と教育との連携、また支援教育の充実をあわせて推進していく中で、最も連携すべき二つの機関が同じ建物内にあることや恵まれた自然環境があることなどから、青少年会館の用途を転用し整備をしていく方針といたしました。

青少年会館は3階建ての建物であり、現在その3階部分には「教育研究所」が設置されていることから、1階及び2階部分に主に障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などに対する療育的な支援などを行う「(仮称)こども発達支援センター」を設置することで、1階から3階までの建物全体の総称として「(仮称)療育・教育の総合センター」として位置付けることとします。

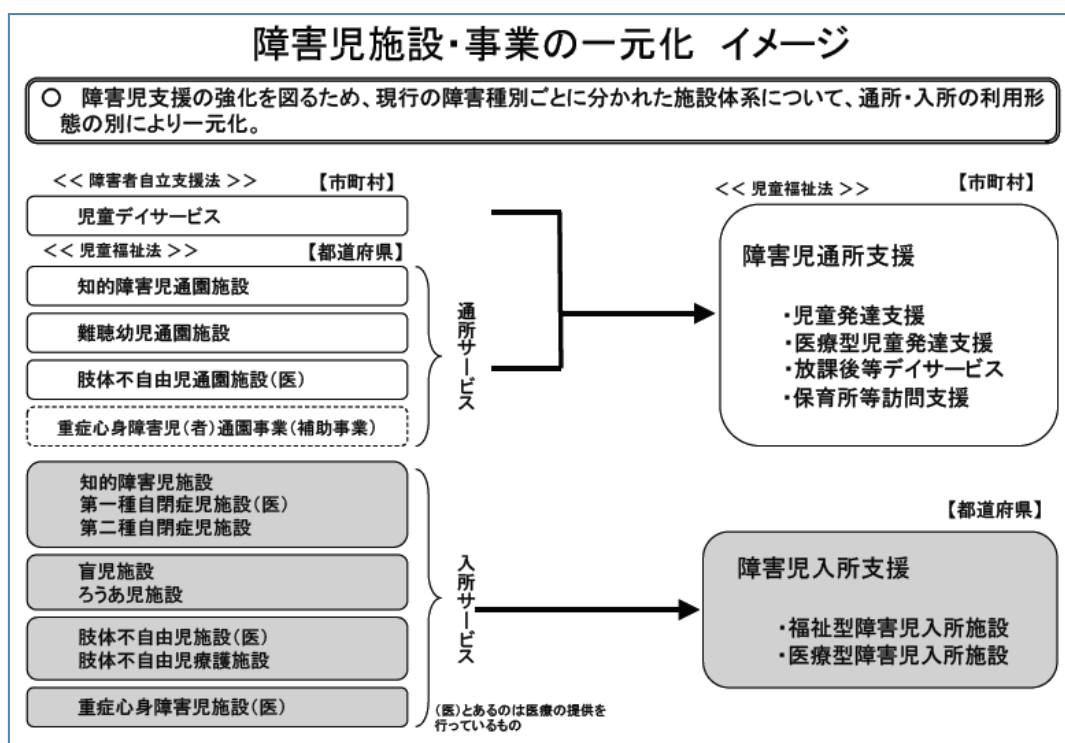


建物総称：(仮称)療育・教育の総合センター

第1章 基本構想・整備計画の策定にあたって

1 障がい児に関する国の動き

平成 24 年 4 月に改正児童福祉法が施行され、障がい児の支援に関してはこれまで施設については児童福祉法、事業については障害者自立支援法に基づき実施されていましたが、児童福祉法に根拠規定が一本化されるなど、障がい児の支援体制の枠組みが大きく変わりました。これにより、身近な地域で専門的な支援が受けられるようにするため、これまでの各障がい別の施設体系を見直し、入所と通所の別により、障害児入所支援、障害児通所支援として、施設体系が大きく一元化され、障がい児通所支援の実施主体については都道府県から市町村に変更されました。また、就学児を対象とした放課後などデイサービスなどの新しいサービスも創設されました。「障害児」の定義規定についても見直され、それまでの身体障がい、知的障がいに精神障がい（発達障がいを含む）が加わり、さらに平成 25 年 4 月の改正により、難病についても障がい児の支援の対象として位置づけられました。



(資料：厚生労働省)

2 基本構想・整備計画の策定の目的

今後法制度の改正がなされても、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などが地域で不安なく安心して暮らしが保てるようにするため、児童福祉法に規定する児童（0歳～18歳未満）を対象とする療育推進事業の基盤を固めるとともに、本市における中核的な支援施設の設置に向けた取り組みを進めてきました。

なお、「(仮称)療育・教育の総合センター」の設置場所として、既存の青少年会館の機能を廃止し、1階及び2階部分を「(仮称)こども発達支援センター」として転用し、3階部分の教育研究所と連携をしつつ支援を展開していきます。



3 基本構想・整備計画の検討の流れ

平成21年度に地域の関係機関のネットワークの核となる自立支援協議会に児童専門会議を設置し、計8回の会議において、母子保健、就学支援、就学相談、特別支援教育、他支援機関の状況などについて情報交換を行いながら、本市療育推進事業の現状や課題を抽出し、療育のあり方について様々な協議・検討を行い、「逗子市療育事業基本方針」を策定しました。

この「逗子市療育事業基本方針」を基に、必要とする時に必要な支援を継続的に利用出来る療育システムの構築に向け、逗子市療育推進事業検討委員会を設置しました。本委員会は、心身に障がいのある子ども及び心身の発達に心配のある子どものライフステージや障がい特性に応じた支援のあり方と、保護者のケアなど支援の周辺を取り巻く

環境整備を様々に検討していくために、学識・実務経験者、医療、教育、福祉の支援関係者、保護者、行政職員などからなる 11 名の委員で構成され、平成 22 年度には 5 回の会議において議論を進めてきました。

平成 23 年度には、公募による市民、当事者団体など関係者、関係行政機関の職員などから構成される「逗子市療育推進事業検討会」からの意見を聴きながら検討を進め、「逗子市療育推進事業検討報告書」を作成しました。今回の基本構想・整備計画の策定にあたっては、(仮称)療育・教育の総合センター基本構想アドバイザーに意見を求めるとともに、平成 25 年度と平成 26 年度にそれぞれ 3 回の検討会を開催しました。

平成 22 年度

回数	開催日	検討テーマ
第 1 回	平成 22 年 7 月 6 日	委嘱及び事務局報告など
第 2 回	平成 22 年 8 月 27 日	療育事業の現状と改善に向けたニーズ のまとめ
第 3 回	平成 22 年 9 月 28 日	
第 4 回	平成 22 年 11 月 2 日	問題を解決し、必要を満たすための具体 案の検討
第 5 回	平成 22 年 12 月 7 日	

平成 23 年度

回数	開催日	検討テーマ
第 1 回	平成 23 年 4 月 27 日	問題を解決し、必要を満たすための具体 案の検討
第 2 回	平成 23 年 5 月 25 日	新しい療育システムの提案
第 3 回	平成 23 年 8 月 30 日	(仮称)療育・教育の総合センターにお ける連携と機能について
第 4 回	平成 23 年 10 月 28 日	

平成 25 年度

回数	開催日	検討テーマ
第 1 回	平成 25 年 11 月 19 日	「(仮称)療育・教育の総合センター基 本構想案 骨子案」について
第 2 回	平成 26 年 1 月 23 日	
第 3 回	平成 26 年 3 月 17 日	

平成 26 年度

回数	開催日	検討テーマ
第 1 回	平成 26 年 4 月 24 日	「(仮称)療育・教育の総合センタ ー基本構想・整備計画(案)」につ いて
第 2 回	平成 26 年 5 月●日	
第 3 回	平成 26 年 7 月●日	

第2章 逗子市の障がい児の現状

1 逗子市の人口の動き

2013年（平成25年）4月1日現在の本市の人口60,271人のうち18歳未満は9,042人となっており、総人口に占める18歳未満の割合は約15%となっています。また平成23年から平成25年の3年間で、18歳未満の児童数は約100人減少しています。

（1）人口の推移

人口の推移（人）

年度	平成23年	平成24年	平成25年
人口	60,782	60,624	60,271

住民基本台帳・外国人登録による（各年3月31日現在）

（2）児童数の推移

児童数の推移（人）

年度	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	408	395	376
1歳	423	419	412
2歳	454	427	427
3歳	464	480	446
4歳	503	469	482
5歳	453	499	478
6歳	490	467	504
7歳	499	501	468
8歳	534	510	497
9歳	515	534	500
10歳	555	511	529
11歳	553	553	511
12歳	568	553	553
13歳	573	574	547
14歳	539	571	573
15歳	518	546	560
16歳	512	519	545
17歳	481	508	516
合計	9,042	9,036	8,924

住民基本台帳・外国人登録による（各年3月31日現在）

(3) 18歳未満の障がい者手帳所持者数

18歳未満の障がい者手帳所持者数(人)

手帳の種類	平成23年	平成24年	平成25年
身体障がい者手帳	30	29	30
療育手帳	65	80	78
精神保健福祉手帳	1	3	4
合計	96	112	112
18歳未満人口に占める割合	1.1%	1.2%	1.3%

障がい福祉課(各年3月31日現在)(重複含む)

(4) 母子保健経過観察児数と療育(相談・通園)利用者数など

母子保健経過観察児数と療育(相談・通園)利用者数等(平成25年7月時点)

(単位:人)

出生年度	年齢・学年 (H25.7時点)	出生数	母子保健 経過観察	療育利用 (相談・通園)	就学先			療育手帳
					通級	特別支 援学級	特別支 援学校	
平成17年度	小学校2年生	383	81	19	3	5	0	4
平成18年度	小学校1年生	421	86	30	10	7	0	4
平成19年度	年長	428	104	47	—	—	—	6
平成20年度	年中	392	74	27	—	—	—	0
平成21年度	年少	397	84	29	—	—	—	2
平成22年度	3歳	408	74	15	—	—	—	2
平成23年度	2歳	408	63	3	—	—	—	0
平成24年度	1歳	395	50	1	—	—	—	0
合計		3,232	616	171	13	12	0	18
(出生数に対する割合)		—	19.1%	5.3%	0.4%	0.4%	0.0%	0.6%

※出生数は暦年の数

2 逗子市の通園施設について

- (1) 本市療育推進事業は、昭和45年(1970年)に「精神薄弱児生活訓練会」を現在の福祉会館で実施したことを始まりとして、昭和57年(1982年)には母子保健システムにおける乳幼児健診後のフォロー教室を生活訓練会内で開始し、その後昭和62年(1987年)には療育相談室を設置し心身障害児通園事業をスタートして現在に至っています。同事業は障がいの軽減や二次障がいを防ぎ、社会での生活

能力の向上を図り、障がいのある子どもが生涯を通じて安心できる地域での生活を実現することを目的とし、現在は、「療育相談室運営事業」と「心身障がい児通園事業」を核とし、逗子市社会福祉協議会に事業委託しています。

- (2) 療育相談室運営事業は、心身の発達に心配のある子どもの早期発見、早期療育を促すため、子どもとその保護者に対し、臨床心理士などの専門職による発達相談などを行い、必要に応じた評価、経過観察、訓練及び指導などを行っています。特に、通園事業や保育所・幼稚園などを含めた支援関係機関との密接な連携・調整を行っています。また整形外科医や児童精神科医による相談もを行っています。
- (3) 心身障がい児通園事業では、就学前の在宅の心身に障がいのある子どもや心身の発達に心配のある子ども及びその保護者が一緒に通園する「親子教室」を開設しています。また、親子教室のほかに、プレ親子教室や療育相談室とともに、目的別のグループ指導も行っています。これらの教室では、保育士、臨床心理士が遊びや活動、相談などを通して、子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、運動能力や身体感覚、コミュニケーションの力や物事に取り組む意欲を育て、達成感を積み重ね、自信をもって行動できるように支援しています。さらに家庭における対応の仕方や集団への適応へ向けて、支援、相談を行っています。
- (4) 本市におけるこれまでの療育推進事業は、未就学児（0～5歳）を対象の中心としていましたが、療育相談室及び通園事業と関わりのある未就学児数は152人となっており、未就学児数2,621人（平成25年3月31日現在）に対する割合は、5%程度にとどまっています。平成24年に文部科学省が行った調査において学習に支援の必要な児童が6～7%在籍している可能性を示唆していることと比較すると、専門的支援を必要としていながら利用に繋がっていない子どもとその保護者が存在することが推測されます。

3 逗子市における現状と課題

こうした現状の中、少子高齢化、核家族化が進み、地域社会や家族の様相も大きく変化し、更に平成16年の発達障害者支援法の施行後は発達に心配のある子どもが全国的にも顕在化してきました。こうした子ども達への支援には、これまでとは異なる新たな考察や手法・体制が求められてきており、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を

必要としている子ども及びその保護者などが地域で真に安心して自分らしい生活を営んでいくためには、次に掲げる事項が課題となっています。

- (1) 現在の本市の療育は就学前までの乳幼児を対象としていますが、対象を拡大するためには相談、指導などにあたる専門的知識を有する人材の確保と養成に力を入れていく必要があります。
- (2) 就学後の学齢期の支援については、支援を必要としている子どもや保護者が安心できるような人的資源や物的資源などの社会的な資源の整備についても力を入れていく必要があります。
- (3) 子育て相談、療育相談、相談支援事業所など相談・支援の窓口が複数あるため、保護者がどこに相談すればよいのかわかりづらいことから相談・支援の窓口をわかりやすく整備し、またそこでの対応についても保護者のニーズを的確にとらえ必要な支援につなげられるよう相談体制を整備する必要があります。
- (4) 支援につながる過程は子どもの障がいや特性に対する保護者の気づきや受容時期に大きく左右され、また子どもの特性に対する理解の難しさから育てにくさを訴える家庭も見受けられます。そのため、支援を必要としている子どもの状況を把握し必要な支援を早期から進めていくことはもとより、保護者が障がいや発達の遅れを理解し受け入れ易くするための配慮に力を入れていく必要があります。
- (5) 保育所・幼稚園や小・中学校において、発達障がいと思われるような子どもが増えています。そのため保育所・幼稚園だけでなく小・中学校も含めた支援者の支援に力を入れていく必要があります。
- (6) 障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などが地域生活を送るうえでの困難を軽減し、安心して地域で生活できる環境にするため、障がいについての地域社会の理解を深め、また家庭、保育所・幼稚園や小・中学校と療育の連携に力を入れ、地域関係機関との連携を深めていく必要があります。
- (7) 現行の療育事業のスペースや環境は必ずしも十分ではないため、療育の事業拡充にあたっては円滑に運営できるスペースや環境を整備する必要があります。

- (8) 市内の小学校の肢体不自由学級には日常生活の動作が困難な子どもや医療的支援が必要な子どもも在籍しており、専門的な支援が必要とされています。市全体として専門的な支援が可能な人材の育成に取り組む必要があり、療育と教育の役割と機能を明確にしていくことが重要とされています。

第3章 （仮称）こども発達支援センター基本方針

1 （仮称）こども発達支援センターの基本的な考え方

（1）子育て支援の充実

- ① 子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが、現在及び将来ともにその持てる力を十分に発揮した生活が営めるように総合的な支援を行います。
- ② 障がいのある子どもだけでなく、発達に心配のある子どもなど、保護者が育てにくさを感じている子どもについて、包括的に子育て支援をしていきます。
- ③ 子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対して子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てができるよう相談し易い体制を整備するとともに、家族が必要なサービスを迅速に選択しやすいよう総合窓口的な機能を持たせ、家族のメンタルヘルスへの配慮など総合的な支援を行います。

（2）対象年齢の拡大

- ① これまで就学前までを対象としていましたが、それを18歳までに拡大し、療育を中心とする相談支援体制の強化とともに、保健・医療・福祉・教育との連携を強化するなど就学後の支援体制についても強化することで、切れ目のない支援を行います。
- ② 18歳以降についても支援者間で必要な情報や成果の引き継ぎを確実にを行い、相談支援事業所や就労など関係機関など次の支援機関への繋ぎ役を担えるようにします。
- ③ これらにより、ライフステージに応じた継続的な支援が可能となり、乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障がいや特性による課題などを含め一貫したサービスの提供を実現します。

2 (仮称) こども発達支援センターで重点的に取り組む事項

(1) 相談機能の充実

- ① 学齢期も含め、(仮称)療育・教育の総合センターにおいてワンストップでの相談受付けを可能にし、相談しやすく課題解決できる体制づくりを行うことで、保護者及びきょうだい(兄弟姉妹)を含めた家族への支援及び障がいに対する理解や受容に繋げるなど、保護者の幅広いニーズに応じることを可能にします。なお、学齢期の相談については、(仮称)療育・教育の総合センターは地域・家庭の相談に対応し、学校教育の相談は教育研究所へ繋ぐことで役割分担します。
- ② (仮称)療育・教育の総合センターを療育に関する情報センターとして位置づけ、講座や勉強会など、必要な情報の収集及び発信をし、就学後も含めたライフステージや障がい特性に応じて必要な制度や社会資源などの情報提供、さらには講座や勉強会などができるようにします。
- ③ 子どもや保護者が地域生活を送るうえでの困難をできるだけ改善、軽減できるよう、また、安心して地域で生活できる環境を整備するために、スーパーバイズ機能や巡回相談機能をもたせ、保育所・幼稚園や小・中学校など地域の関係機関の支援をさらに充実させます。

(2) 療育機能の充実

- ① 幼児期の療育については、一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況にあわせ専門性の高い手厚い療育プログラムを提供するとともに、家庭での療育を支援するなど、より充実した療育体制を構築します。
- ② 相談・指導などにあたる専門的知識を有する人材の確保と養成をすることで、療育の専門性を向上させるとともに、家族のメンタルヘルスへの配慮を目的とした家族向けの学習会などを実施するなど保護者に対する支援のレベルアップを図ります。
- ③ 教育との連携を強化した療育を実現するために、支援がとぎれやすい就学前後に必要な調整や、就学後の支援体制がよりきめ細かく整えられるよう、相談機能を軸として小・中学校などとの支援体制を構築します。

(3) 医療連携の充実

- ① 保護者の認識を深め、子どもへの適正な支援計画をつくるためにも、正確な診断を含む医療との関わりの機会を確保します。
- ② 学齢期も含めどの段階においても医療的対応が必要な場合に、適正な医療を受けられるよう関係医療機関や地域の医療機関との連携の確保を図ります。

3 (仮称) こども発達支援センターでの支援

3-1 相談機能に関する支援

(1) 相談体制の充実

0歳から18歳までの子どもの発達に関する相談を広くワンストップで受け付け、障がいや発達に関する相談に幅広く応じるとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。また、相談しやすい環境づくりとして市役所や保健センターなど他の施設に出向いての相談窓口を設けます。

(2) 関係機関の連携

子どもの発達に由来する相談内容は家庭や地域の問題なども含めさまざまであることから、その内容に応じて保育所・幼稚園、学校や地域の関係機関などとも連携して対応します。

(3) 地域の関係機関支援の強化

家族の障がいに対する理解や受容に繋げるためには、障がいのある子どもの地域生活の場である保育所・幼稚園や学校をはじめとする地域の関係機関が障がいに関する対応力を十分に高めていく必要があります。

そのため、地域の関係機関に対する支援として、巡回相談や職員の研修などを充実させていきます。

(4) 市民理解の促進

障がいのある子どもとその家族が地域で充実した生活を送るためには、取り巻く地域を構成する市民の理解が不可欠であるため、市民向けの講座の開催など障がいに関する市民への啓蒙・啓発を積極的に進め、家族が相談しやすい環境づくり、また市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指します。

3-2 療育機能に関する支援

(1) 児童発達支援（法定給付）

個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得、人とかかわる力や考える力の育成に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。

対象：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

※手帳の有無を問わず、療育の必要性が認められる場合は対象となります。

※(仮称)こども発達支援センターの児童発達支援は療育の場と位置づけ、相談部門において(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の必要性が認められた方を対象とします(居場所づくりとしての利用については民間事業所に担っていただきます)。

(2) 放課後等デイサービス（法定給付）

個別支援計画に基づき、人とかかわる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の向上に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。

対象：学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児

※手帳の有無を問わず、療育の必要性が認められる場合は対象となります。

※(仮称)こども発達支援センターの放課後等デイサービスは療育の場と位置づけ、相談部門において(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の必要性が認められた方を対象とします(居場所づくりとしての利用については民間事業所に担っていただきます)。

児童発達支援・放課後等デイサービス プログラム例

	月	火	水	木	金
AM	児童発達支援	児童発達支援	児童発達支援	児童発達支援	児童発達支援
PM	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス

(児童発達支援は4グループ、放課後等デイサービスは3グループ、グループ毎に1日6名程度を想定しています。)

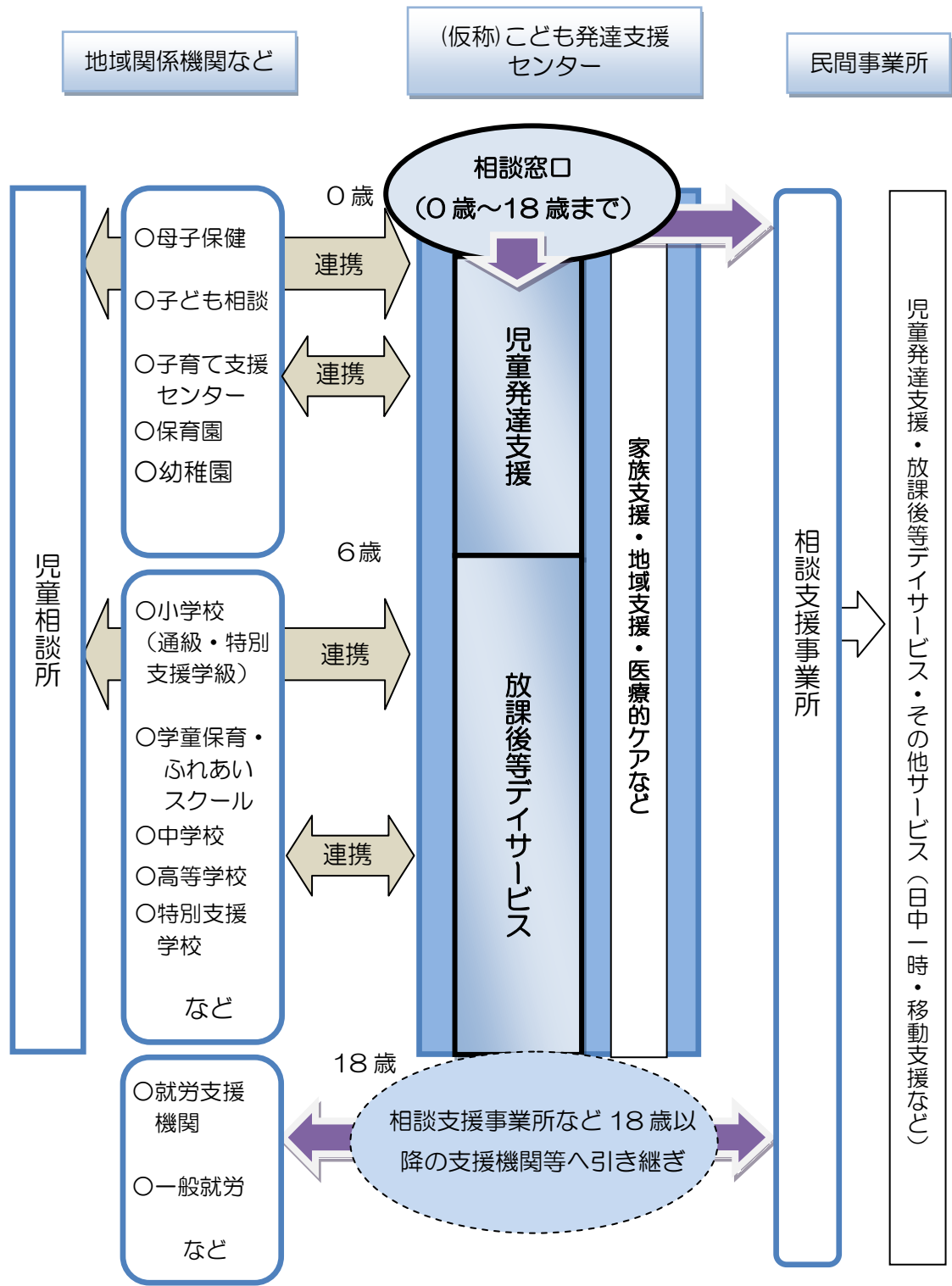
3-3 医療に関する支援

嘱託医などによる医療的ケア

児童精神科医と整形外科医を嘱託医として設置し、必要に応じて(仮称)こども発達支援センター内の医務室において、適切な医療的ケアや必要な助言指導を受けられるようにします。また、嘱託医だけでなく地域の医療機関などとの連携の強化も図ります。

3-4 送迎サービスの充実

相談や経過観察、児童発達支援、放課後等デイサービスとも、アクセスの悪さをフォローできる送迎サービスの充実について検討します。



(仮称)こども発達支援センターでの支援のイメージ図

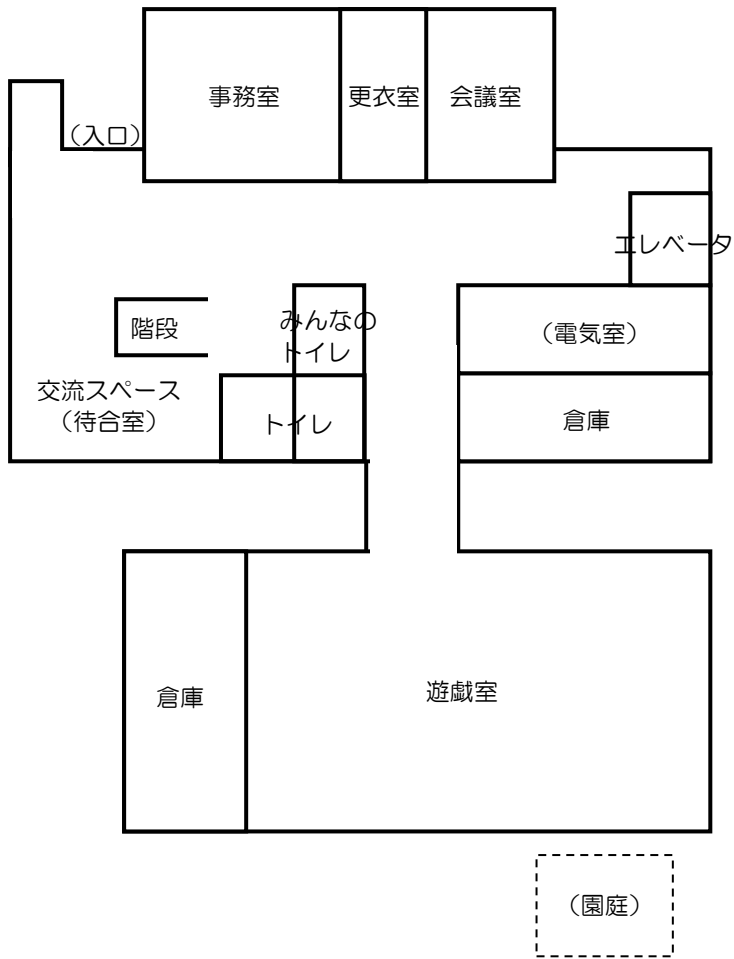
4 (仮称) こども発達支援センターの設備概要

(1) 設備の概要

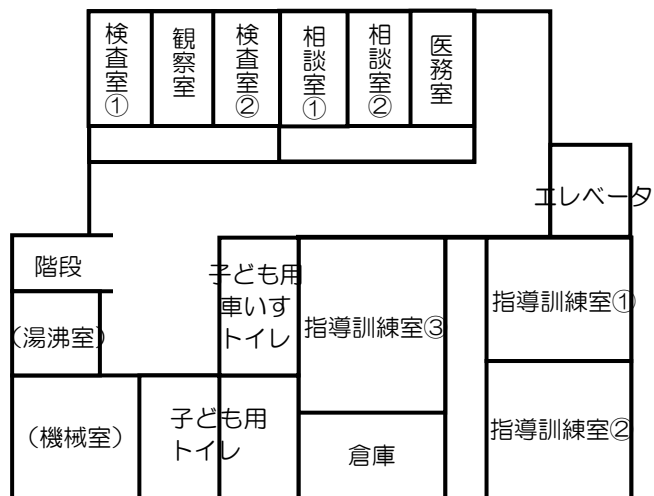
機能区分	名称	部屋数
相談機能	相談室	2室
療育機能	指導訓練室	3室
	検査室	2室
	遊戯室	1室
	観察室	1室
医療機能	医務室	1室
その他	交流スペース(待合室)	1室
	園庭	—
	事務室・会議室・倉庫 など	—

※体の弱い子どもへの暑さ・寒さ対策、明るく温かな雰囲気のある内装や園庭・屋上の整備などについても検討します。

※建物外壁については、逗子市景観条例などを踏まえ、子どもたちに親しみやすい色に配慮します。



1階 イメージ図

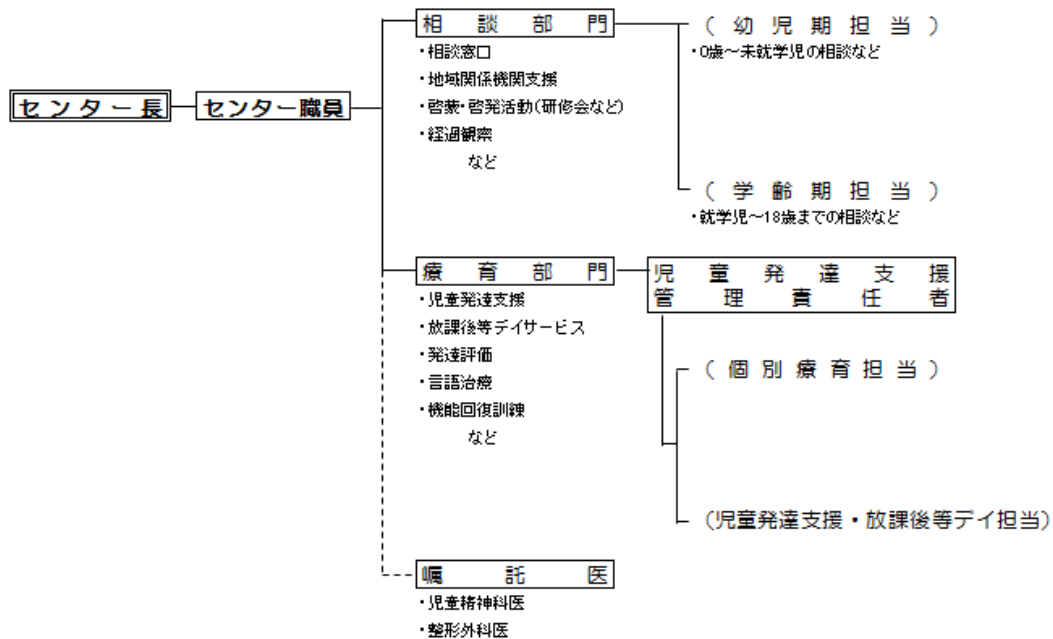


2階 イメージ図

5 (仮称) こども発達支援センターの組織体制

(1) (仮称) こども発達支援センターの組織体制

(仮称) こども発達支援センターの組織体制については、次のとおりとします。また、運営については一部委託を検討していきます。



(2) 公平・公正かつ適正な運営を確保するための仕組み

子どもや保護者が(仮称)こども発達支援センターを安心して利用できるようにするためには、公平・公正な運営を確保する必要があります。そのためには利用者の声を聴きながら運営や事業について協議できる場が必要であり、利用者や地域の関係機関などからなる「(仮称)運営協議会」の設置について検討します。また、(仮称)こども発達支援センターの支援の質の向上を図るため第三者評価機関などの活用についても検討します。

6 (仮称) こども発達支援センターの施設概要

(1) 開館時間

平日	9:00~17:00
----	------------

(2) 休館日

土曜日及び日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する休日
1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

第4章 資料

1 逗子市療育推進事業検討会運営要綱

逗子市療育推進事業検討会運営要綱

平成 23 年 4 月 1 日

施行

逗子市療育推進事業検討委員会の設置及び運営に関する要綱（平成 22 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、発達に心配のあるすべての児童の早期発見、早期支援を行い、その能力や適性に応じた適切な支援を個人のライフステージに合わせ継続的に行う療育推進事業について、広く市民、関係者などの意見を聴取することを目的に逗子市療育推進事業検討会（以下「検討会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（メンバー）

第 2 条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- （1） 公募による市民
- （2） 逗子市自立支援会議のメンバー
- （3） 当事者団体の推薦を受けた者
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） その他市長が必要があると認めた者

2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

（アドバイザー）

第 3 条 市長は、検討会の開催に当たり、療育推進事業について知識経験又は実務経験を有するアドバイザーを置くことができる。

（協力の要請）

第 4 条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 検討会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 逗子市療育推進事業検討会 名簿

逗子市療育推進事業検討会 名簿

	所 属	氏名
1	公募市民	友野 京子
2		加藤 暁子
3		山本 啓一
4	逗子市手をつなぐ育成会	中野 由美子
5	逗子市自立支援会議	小林 倫
6	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	重松 美智子(H26~) (杉山 直美(H25))
7	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	鈴木 浩之
8	アドバイザー 社団法人逗葉医師会	角野 禎子
9	逗子市福祉部子育て支援課	中村 妙子
10	逗子市教育部教育研究所	早川 伸之

3 逗子市療育事業基本方針

逗子市療育事業基本方針

1. 経緯

本市療育推進事業は、昭和 45 年(1970 年)に「精神薄弱児生活訓練会」を現在の福祉会館で実施したことを始まりとして、昭和 57 年(1982 年)には母子保健システムにおける乳幼児健診後のフォロー教室と連動し、その後昭和 62 年(1987 年)には療育相談室を設置し心身障害児通園事業をスタートして現在に至っている。

近年にみられる少子高齢化、核家族化が進む中、発達に心配感のある子ども達への支援にはこれまでとは異なる新たな考察や手法・体制が求められていることは明らかである。これに対応するためには、これまで本市において実施してきた療育事業の抜本的な見直しを行い、障がい児や発達支援を必要とする児童及びその保護者などが日常生活・社会生活を円滑に営めることを目的とする事業の再整備が必要となる。これらを踏まえ、平成 21 年度には自立支援協議会児童専門会議において、これまでの本市療育推進事業の検証を行い、現代の療育のあり方について様々な協議を行ってきたが、今後は当事者が必要とする時に必要な支援を継続的に利用出来る療育システムの構築に向け、計画的な取り組みを進める。

平成 15 年度にいわゆる「措置制度」から「障害者支援費制度」へ、さらに平成 18 年度に「障害者自立支援法」へと非常に短期間に障がい児(者)にかかる法制度は変遷し、平成 21 年度には政権交代がなされた中で自立支援法の見直しが現実的になってきている。法制度が変わる都度、障がい者が受ける負担や不安などで当事者の生活が左右されることなく、地域での安心した暮らしが保てるよう本市療育事業の基盤を固めることとする。

2. 基本方針

(1) 基本理念と目的

逗子市障がい者福祉計画では

- ノーマライゼーション～地域で自分らしく生きるために
- リハビリテーション～安心で納得できる生き方を求めて

の 2 つの基本理念に基づき、支え合いによる障がい者の地域福祉の実現を目指している。

療育推進事業においては同計画の基本理念をもとに、どのような生活場面においてもその人が自分らしい生き方で臨むことが出来るよう、生涯にわたり継続した支援を様々な手法を用いて行っていくための基盤整備をするものである。

(2) 基本方針

発達に心配のあるすべての児童の早期発見、早期支援を行い、その能力や適性に応じた適切な支援を個人のライフステージにあわせ継続的に行う。こうした支援を実現することにより、児童一人ひとりの生きる力を育み、障がい児(者)と保護者・家族の心豊かで安定した暮らしを守る。

(3) 重点的な施策の方向

①早期発見・早期支援

支援の必要な子どもの状況を把握し、必要な支援を早期から進めていくことの重要性は改めて確認するまでもないが、現行の療育推進事業を検証し拡充していくためには乳幼児健診の更なる充実、保護者が発達の遅れや障がいを理解し受け入れ易くするための配慮、相談窓口の拡充など支援する側の連携について様々な要素を整備する必要がある。

②ライフステージに応じた障がい児・者への継続的な支援

本市における療育の多くは就学前までの乳幼児を対象としているが、就学後以降の支援については未だ保護者が安心できる状況にない。今後は相談支援体制の強化をするとともに、保健・医療・福祉・教育・就労など関係機関との連携を強化し、当事者が安心して豊かな生活が得られる支援を継続して行っていくことが重要である。

③保護者及び家族への支援

子どもの成長・発達に不安を持つ保護者が正確に子どもの状態を把握、認識し、受容することが対象児童への早期支援を促す。これを実現するためには、保護者の幅広いニーズに応じ得る相談機関を設置するなどの精神面の支援と適切な福祉サービスが、バランスよく提供されることが求められる。

④相談支援

保護者が発達に不安のある子どもを育てていく中で必要となる重要な要素の一つとして、子どもの発達段階に合わせて専門的な知識や技術をもって助言、指導を一貫して受けられる相談機能があげられる。現在実施している療育推進事業では、その対象年齢が主に就学前までとなっており、相談内容によっては保護者の悩みや不安感が解消できない状況もあるため、今後は就学後もあわせ、必要な時にいつでも相談できる機能を常置するなどの相談体制を整備することが求められる。

⑤施設整備

療育の事業拡充にあたっては、実施事業内容に適合した施設整備が必要となる。現行のスペースや環境を改めて検証し、新たに整備される事業が円滑に運営できる環境整備を行う。また、施設の設置場所についても利用者の利便性に十分に配慮しなければならない。

⑥地域力の育成・活用のために

障がいや発達に心配のある児童やその家族が安心して日常生活を送るためには、これを取り巻く地域社会が当事者の持つ「暮らしにくさ」を十分理解し、参加する地域ぐる

みの支援が有効となる。今後は障がい児(者)が孤立しない生活支援の更なる拡充が求められる。

3. 施策の推進

(1) 関係機関との連携

今後は保健・福祉・医療・教育・就労など関係機関との連携を更に深化させ、有機的効果的にシステムを構築していく必要がある。

特に、現在も保護者が戸惑い悩みの深い就学前後に必要となる調整や、就学後の支援体制がよりきめ細かく整えられよう、教育委員会や特別支援学校などと支援体制を確認していく必要がある。また、現在の療育推進事業の範囲でも実施されているが、医療的な対応が必要な場合の年齢にかかわらずの中断のない対応について、関係医療機関や地域の医療期間との連携を確保することが求められている。

日常的な児童や保護者の不安を払拭し、児童の能力や特性に応じた支援につなぐために必要となる相談機能の拡充を図ることも重要となる。

(2) 施設整備

現在本市における療育推進事業は、逗子市桜山に位置する福祉会館で実施しているが、通園事業、相談事業とも当事者に求められる事業を展開するには、機能、スペースとも不足しており、事業運営に支障をきたしている状況にある。さらに現在地は利用者が通所するための立地条件を満たしているとは言えず、全体の環境改善について利用者からも毎年要望があがる状況にある。こうしたことから、本市療育事業の拡充にあたり、事業の機能改善及び拡充とあわせ、療育環境の全体整備を行うものとする。整備にあたっては、療育推進事業の機能の見直しとあわせ、平成 22 年度に設置される「(仮)療育推進事業検討委員会」の中で協議を行う。

(3) 推進に向けて

早期発見、早期支援については、一日も早い実働体制が求められるが、事業の推進にあたっては次の点に注目して推進していくこととする。

- ①新療育システムの策定
- ②新たに作成する本市療育推進システムの運営、進行管理にかかる体制整備の構築
- ③相談、指導などにあたる専門的知識を有する人材の確保と養成
- ④事業の継続性を将来的にも確保するための職員の資質向上
- ⑤逗子市自立支援協議会及び同児童専門会議との連携

【参考】 逗子市の支援教育の取り組み

1 支援教育に求められるもの

子どもたちが成長していく過程で、その子どもたちにある、独自の課題が「援助ニーズ」であり、その子どもの援助ニーズに応じた働きかけを行うことが広い意味での「支援教育」である。

だれにでもわかりやすい授業づくりを進めること、援助的・支持的な人間関係をつくることは、援助ニーズのある子どもにとっても必要な学習環境を整えていくことにつながる。本市でも、このような基本的な考え方にたって支援教育を進めることが求められている。

2 現在の支援教育

(1) 環境調整の推進

① わかる・できる授業づくり（ユニバーサルデザインを取り入れる）

「授業ルールの明確化」「視覚的な支援」「集中しやすいシンプルな教室環境の工夫」「授業の流れの明確化」「認め合う場面の設定」などを進めている。

② 認め合い助け合える集団づくり

相互に援助的な集団をつくるために、子どもに対する教師の肯定的な対応やグループワークなどを通じて人間関係を深めるプログラムなどを提案している。

(2) 個別支援体制の充実

① 援助ニーズの把握

・周囲の人との関わりや環境を含めたその子どもの生活を十分観察し理解することで、今後必要となる支援の方策を考えることが可能となる。

・支援教育推進巡回指導員と巡回カウンセラーにより市内小学校児童の援助ニーズを把握することに努めており、これにより少しずつ課題が軽減されつつある。

② 支援教室の開設

・通常級に所属する子どもの中で、通常の学級指導だけでは支援が困難な子どもたちに、新たな支援の場を提供するものであり、現在ほとんどの学校で支援教室が設置されている。

③ 支援シートの活用

・援助ニーズのある子どもの自助資源や外部資源を明らかにして、保護者や子どもとともに作成することで個別支援を充実させるための有効なツールである。

(3) 研修体制の充実

- ① 平成 25 年度は支援教育関連の講座を平成 24 年度より 5 講座増やして実施した。
- ② 放課後児童クラブ支援員や放課後のふれあいスクール指導員など地域の子ども支援関係者にも広く参加を呼びかけた。

3 今後の課題

(1) 支援教室に関する課題

小・中学校とも、専門的な支援が十分行われていない。

(2) 環境調整を進めるための基本的な教育力の向上

援助ニーズのある子どもにとっては、「認めあい助け合う集団づくり」や「だれにでもわかりやすい授業」を展開することにより、学級に適応できる可能性が増大する

- ① 援助ニーズの把握を集団の中で行う（学級集団の状況により行動が変化）
- ② 児童・生徒指導のスタンダード化（ルールの明確化、指導方法の統一）
- ③ 学級経営力と授業力の向上

(3) ことば・きこえの教室

ことば・きこえの教室について、発達に心配のある子どもなどの利用実数が増加している。

(4) 学校・専門機関との連携

外部専門機関がより有効に連携するには、コーディネータ機関が必要である。

(5) 啓発と研修体制

- ① 学校現場への啓発と研修体制の整備
 - ア リーフレットによる啓発を行う。
 - イ 研修体制をより一層充実させる
- ② 保護者への啓発と研修
 - ア リーフレットによる啓発を行う。
 - イ 子育て講演会や保護者向け研修会を充実させる。
 - ウ 自助グループを育成していく。

(6) 就学相談

現在、教育研究所（教育委員会）が担当。援助ニーズのある子どもによりよい支援を行うためには、今後さまざまな視点や専門的な角度から相談できる体制をつくることが重要である。

(仮称)療育・教育の総合センター
基本構想・整備計画(案)

平成26年●月

逗子市 福祉部 障がい福祉課
〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
TEL 046-873-1111
e-mail: syohuku@city.zushi.kanagawa.jp